2　申請の時期及び場所（建設工事、測量・建設コンサルタント等業務共通）

⑴　定期の一般競争（指名競争）参加資格の申請

①　インターネット使用の場合　申請者は、平成24年12月３日から平成25年１月15日までの間に、次のホームページアドレスにより、申請用データを送信するものとする。

（建設工事）

https://www.pqr.mlit.go.jp/

（測量・建設コンサルタント等業務）

https://www.pqrc.mlit.go.jp

②　郵送の場合（書留郵便に限る。持参による受付は行わない。）　申請者は、平成25年１月４日から平成25年１月31日（当日消印有効）までの間に、次の申請場所に郵送するものとする。

申請場所　〒651―0088 神戸市中央区小野柄通４－１―22　アーバンエース三宮ビル　本州四国連絡高速道路株式会社　経理部会計契約課　電話078―291―1035

⑵　随時の一般競争（指名競争）参加資格の申請　申請者は、平成25年２月１日以降随時に、２⑴②に掲げる申請場所において、郵送によってのみ申請を受け付ける。

3　申請の方法（建設工事、測量・建設コンサルタント等業務共通）

⑴　申請書の入手方法

①　当社所定の「一般競争（指名競争）参加資格審査申請書（建設工事、測量・建設コンサルタント等）」（以下「申請書」という。）は、当社ホームページアドレスへアクセスして取得するものとする。

（当社ホームページアドレス）

http://www.jb-honshi.co.jp

②　インターネットの使用による建設工事又は測量・建設コンサルタント等の申請者は、２⑴①に掲げるホームページアドレスへのアクセスにより、平成24年11月１日から平成24年11月30日までの間にパスワードを請求し、入手したパスワードを用いて平成24年11月１日から平成25年１月15日までの間に申請用データの作成に必要な入力プログラムをダウンロードして得るものとする。ただし、測量・建設コンサルタント等におけるパスワードの請求に当たっては、２⑴①に掲げるホームページアドレスへのアクセスにおいて、パスワード発行申請時に表示される「添付書類等届出書」を印刷したものに３⑵の（測量・建設コンサルタント等業務に係る添付書類）の③から⑥までに掲げる書類を添付し次に掲げる送付場所に郵送するものとする。

（送付先）

〒330―9724 埼玉県さいたま市中央区新都心２－１　さいたま新都心合同庁舎２号館　関東地方整備局　一元受付ヘルプデスク　あて

⑵　申請書の提出方法

①　申請者（建設工事の申請者が経常建設共同企業体の場合にあっては、その代表者。）は郵送により申請書を提出する場合は、申請書に次に掲げる書類を添付し、紙ファイルに綴じて書留又は簡易書留により送付するものとする。なお、申請書及び添付書類の提出部数は１部とする。

②　インターネットの使用による建設工事又は測量・建設コンサルタント等業務の申請者は、２⑴①に掲げるホームページアドレスにアクセスし、３⑴①においてダウンロードして得た入力プログラムを用いて作成した申請用データを３⑴②において入手したパスワードを用いて、送信するものとする。ただし、建設工事の申請者において、添付書類として次の（建設工事に係る添付書類）⑥に掲げる書類を次に掲げる送付先にファックス送信するものとする。（ただし、入力プログラムを用いて電子納税証明書を送信する場合を除く。）

（送付先）

インターネット一元受付ヘルプデスク

納税証明書専用ＦＡＸ番号06―7506―9497

（建設工事に係る添付書類）

①　営業所一覧表

②　申請者が経常建設共同企業体である場合においては、共同企業体協定書の写し及び共同企業体等調書

③　建設業法施行規則（昭和24年建設省令第14号。以下「規則」という。）第21条の４に規定する総合評定値通知書の写し

④　申請者が、③に掲げる書類に記載されている一の年間平均完成工事高を二以上の登録を希望する工事種別に分割して申請する場合及び③に掲げる書類に記載されている二以上の年間平均完成工事高の登録を希望する一の工事種別に合算して申請するときは、工事分割内訳表

⑤　業態調書

⑥　納税証明書の写し（申請者が個人である場合においては、国税通則法施行規則（昭和37年大蔵省令第28号。以下「国税規則」という。）別紙第９号書式（その３）又は（その３の２）、法人である場合においては、国税規則別紙第９号書式（その３）又は（その３の３））

⑦　申請者が、その設立から５⑴建設工事②に規定する主観的事項の審査基準日の前日までの期間が24箇月以上の協業組合（中小企業団体の組織に関する法律（昭和32年法律第185号）による協業組合をいう。以下同じ。）又は企業組合（中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）による企業組合をいう。以下同じ。）であって、前回の主観的事項の審査基準日以降に新たに組合員の加入があったものであるときは、当該新規加入の組合員の住所、電話番号、商号又は名称、代表者氏名及び加入年月日を記載した書類

⑧　申請者が、その設立から５⑴建設工事②に規定する主観的事項の審査基準日の前日までの期間が24箇月に満たない協業組合又は企業組合であるときは、各組合員の住所、電話番号、商号又は名称及び代表者氏名を記載した書類

⑨　行政書士等の代理申請による場合には委任状

［注］

⒜　申請者が一般社団法人等（一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成18年法律第48号）、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成18年法律第49号）及び一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成18年法律第50号）の規定に基づく一般社団法人若しくは一般財団法人、公益社団法人若しくは公益財団法人又は特例民法法人をいう。以下同じ。）であるときは、①に掲げる書類、④に掲げる書類に準ずる書類、規則第19条の３第２項の経営状況分析申請書に準ずる書類、規則第19条の７第２項の経営規模等評価申請書に準ずる書類、規則第19条の４第１項第２号、第４号及び第５号に掲げる書類及び規則第19条の８第１項に掲げる書類に準ずる書類並びに定款を提出するものとする。

⒝　申請者が事業協同組合（中小企業等協同組合法に基づく事業協同組合で、建設業法第３条の規定による許可を受け、かつ、中小企業庁の官公需適格組合の証明を受けているものをいう。以下同じ。）の総合点数の算定方法に関する特例の適用を希望する旨の申出をする事業協同組合であるときは、審査対象者の住所、電話番号、商号又は名称並びに代表者及び役員の氏名を記載した書類、役員名簿、組合員名簿を当該事業協同組合に係る書類とともに提出すること。この場合において、審査対象者のうちに一般競争（指名競争）参加資格の審査の申請をしていない者があるときは、当該審査対象者に係る５⑴建設工事①に掲げる項目について記載した書類を提出すること

（測量・建設コンサルタント等業務に係る添付書類）

①　技術者経歴書

②　営業所一覧表

③　申請者が法人である場合においては、登記事項証明書の写し

④　登録証明書等の写し

⑤　申請者が法人であるときは、５⑵測量・建設コンサルタント等業務①に規定する審査基準日の直前１年の各事業（営業）年度の貸借対照表、損益計算書並びに株主資本等変動計算書及び個別注記表。個人であるときは、５⑵測量・建設コンサルタント等業務①に規定する審査基準日の直前１年の各事業（営業）年度の貸借対照表及び損益計算書

⑥　納税証明書の写し（申請者が個人である場合においては、国税通則法施行規則（昭和37年大蔵省令第28号。以下「国税規則」という。）別紙第９号書式（その３）又は（その３の２）、法人である場合においては、国税規則別紙第９号書式（その３）又は（その３の３））